

# 埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の改正

## 法令改正の概要

- 最新の有害性に関する知見等に基づき対象物質の見直し実施
  - ・PRTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質は**515物質**  
(うち発がん性等のある**23物質**は特定第一種指定化学物質)
  - ・SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**
- 令和3年10月20日公布、**令和5年4月1日施行**※
  - ※PRTR制度に関し、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施

PRTR制度：化学物質排出・移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）  
SDS制度：化学物質の性状や取扱いに関する情報（安全データシート）の提供に関する制度（Safety Data Sheet）

## 条例への影響

- 条例では特定化学物質を、**法で定める第一種指定化学物質、第二種指定化学物質**及び県規則で定める物質としていることから、条例の対象物質は法令改正の影響を受けた。
- このことを契機として、県が独自に定める対象物質の見直しを行い、また、法との整合性を取るため条例及び規則の改正を行った。

## 条例・規則改正の内容

- (1) 特定化学物質として県が独自に規則で定める**物質の変更**
- (2) **規則第52条**の号ずれ等を改正
- (3) 令和5年度の報告に関する**経過措置**を附則に追加  
※令和5年4月1日施行

化学物質排出把握管理促進法と県条例の関係

## 化学物質排出把握管理促進法

- <事業者の義務>
- ① 第1指定化学物質の環境中への**排出量**及び**移動量**の届出
  - ② SDS（Safety Data Sheet）の提供
- <対象となる化学物質>
- ※改正後の物質数

指定化学物質 **649物質**

第1種指定化学物質 **515物質**

第2種指定化学物質 **134物質**

<排出量等の届出の対象となる事業者>

規模	施行令で定める24の業種のうち、いずれかを営む者
業種	事業者として常時使用する従業員の数が21人以上
年間取引量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1種指定化学物質ごとに1ト以上</li> <li>・特定第1種指定化学物質は0.5ト以上</li> <li>※ 取扱量に関係なく届出を要する施設（特別要件施設）を有する場合は届出が必要</li> </ul>

## 埼玉県生活環境保全条例

- <事業者の義務>
- ① 特定化学物質の**取扱量**の報告
  - ② SDS（Safety Data Sheet）の提供
- <対象となる化学物質>
- ※改正後の物質数

特定化学物質 **663物質**

第1種指定化学物質 **515物質**

第2種指定化学物質 **134物質**

**条例施行規則で定める物質 14物質**

<取扱量の報告の対象となる事業者>

- ・ 特定化学物質ごとに0.5ト以上

# 埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について

## 物質の選定・見直しの方針

### 特定化学物質とは

「人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのあるもの」

⇒ 「有害性」と「暴露可能性」を勘案して判断する。

- ・ **有害性**：発がん性や生態毒性など。
- ・ **暴露可能性**：取扱量などの潜在的な環境負荷。

▷ 県独自物質の選定・見直しについては、化学物質対策専門委員会に諮問し以下のとおりとした。

- (1)新たに法の対象物質に選定された物質は、規則で定める物質から削除 9物質
- (2)最新の知見をもとに、人・動植物への影響が小さい物質は削除 21物質
- (3)県民の健康及び安全かつ快適な生活を損なうおそれがある物質は対象物質とする
  - ア 過去に事故の原因となった物質及びその関連物質 4物質
  - イ 県条例で公害等に関する規制（大気・水質等）の対象となっている物質 10物質

### 県条例の対象物質の変更状況

#### <現行（606物質）>

第一種指定化学物質  
(462物質)

第二種指定化学物質  
(100物質)

未指定の物質

県独自の対象物質  
(44物質)

#### <改正後（663物質）>

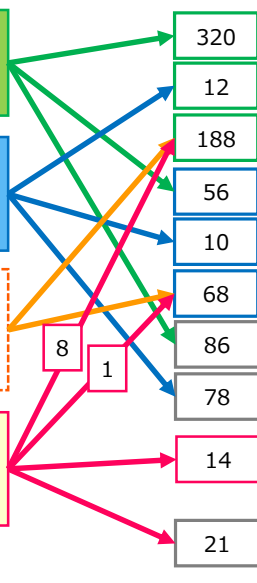
第一種指定化学物質  
(515物質)  
※分類後、構造が類似する物質の統合等により 520→515 物質となった

第二種指定化学物質  
(134物質)

法対象から除外  
(164物質)

県独自の対象物質  
(14物質)

条例対象から除外  
(21物質)



## 県独自の対象物質

### 埼玉県生活環境保全条例施行規則 別表第20

別表第二十 特定化学物質のうち規則で定めるもの	
一 アルミニウム（粉状のものに限る。）	二十三 炭化けい素（繊維状のものに限る。）
二 アンモニア（アンモニア水を含む。）	二十四 テトラヒドロフラン
三 イソオクタン	二十五 テトラメチルエチレンジアミン
四 イソホロン	二十六 トリメチルアミン
五 塩化水素（塩酸を含む。）	二十七 二酸化硫黄（燃烧生成物を除く。）
六 塩素	二十八 パライニトロールエン
七 キヤブタン	二十九 フタル酸ジメチル
八 クロルスルホン酸	三十 オルトーフタロジニトリル
九 クロロブレン	三十一 ふっ化けい素
十 コールタール	三十二 ふっ素
十一 コールタールピッチ	三十三 一プロトキシエタノール
十二 五塩化りん	三十四 マグネシウム
十三 三塩化りん	三十五 メタノール
十四 ジエタノールアミン	三十六 メチルイソブチルケトン
十五 ジエチルサルフェート	三十七 メチルエチルケトン（別名MK）
十六 シクロヘキサノン	三十八 メチルターシャリーブチルエーテル
十七 シメチルアミノエタノール	三十九 ヨウ化メチル
十八 N・N-ジメチルエチルアミン	四十 硫化水素
十九 一・一-ジメチルグアニジン	四十一 硫酸（三酸化硫黄を含む。）
二十 臭素化ビフェニル（臭素数が二から五までのもの及びその混合物を除く。）	四十二 硫酸ジメチル
二十一 硝酸	四十三 りん化水素（別名ホスフィン）
二十二 タルク（アスベスト様繊維を含むものに限る。）	四十四 ロックウール

※赤字は規則改正後も県独自の対象物質として残る物質

※青字は法の対象物質となった物質

※黒字は法・条例の届出対象外となった物質

# 埼玉県生活環境保全条例及び施行規則の改正について

## 埼玉県生活環境保全条例施行規則第52条

### 規則第52条の号ずれ等の改正

▶ 対象物質の加除・変更に伴い発生した号ずれ等を修正するために、条文を改正した。

新	旧
第五十二条（本文略） 一（略） 二 令別表第一第四十八号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン 三 令別表第一第六十二号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム 四 令別表第一第九十九号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム 五 令別表第一第百五号に掲げる第一種指定化学物質 銀 六 令別表第一第百十一号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 七 令別表第一第百十二号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 八 令別表第一第百五十六号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 九 令別表第一第百六十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン 十 令別表第一第百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 水銀 十一 令別表第一第百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 スズ 十二 令別表第一第百七十六号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム 十三 令別表第一第百七十七号に掲げる第一種指定化学物質 セレン 十四 令別表第一第百七十九号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム 十五 令別表第一第百八十一号に掲げる第一種指定化学物質 テルル 十六 令別表第一第百八十四号に掲げる第一種指定化学物質 銅 十七 令別表第一第百八十三号に掲げる第一種指定化学物質 鉛 十八 令別表第一第百八十五号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル 十九 令別表第一第百八十三号に掲げる第一種指定化学物質 パナジウム 二十 令別表第一第百七十八号に掲げる第一種指定化学物質 砒(ひ)素 二十一 令別表第一第百八十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素 二十二 令別表第一第百八十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム 二十三 令別表第一第百八十八号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素 二十四 令別表第一第百八十五号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン 二十五 令別表第一第百八十五号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン 二十六 別表第二十第一号に掲げる化学物質 アンモニア (削除) (削除) 二十七 別表第二十第十三号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）	第五十二条（本文略） 一（略） 二 令別表第一第三十一号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン 三 令別表第一第四十四号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム 四 令別表第一第七十五号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム 五 令別表第一第八十二号に掲げる第一種指定化学物質 銀 六 令別表第一第八十七号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 七 令別表第一第八十八号に掲げる第一種指定化学物質 クロム 八 令別表第一百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト 九 令別表第一百四十四号に掲げる第一種指定化学物質 シアン 十 令別表第一百三十七号に掲げる第一種指定化学物質 水銀 十一 令別表第一百三十九号に掲げる第一種指定化学物質 スズ (新設) 十二 令別表第一第百四十二号に掲げる第一種指定化学物質 セレン (新設) (新設) 十三 令別表第一第百七十二号に掲げる第一種指定化学物質 銅 十四 令別表第一第百八十五号に掲げる第一種指定化学物質 鉛 十五 令別表第一第百九号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル 十六 令別表第一第百二十一号に掲げる第一種指定化学物質 パナジウム 十七 令別表第一第百三十二号に掲げる第一種指定化学物質 砒(ひ)素 十八 令別表第一第百七十四号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素 十九 令別表第一第百九十四号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム 二十 令別表第一第百八十五号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素 二十一 令別表第一第百八十二号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン 二十二 令別表第一第百八十三号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン 二十三 別表第二十第二号に掲げる化学物質 アンモニア 二十四 別表第二十第五号に掲げる化学物質 塩化水素 二十五 別表第二十第二十一号に掲げる化学物質 硝酸（百パーセントの濃度に換算したもの） 二十六 別表第二十第四十一号に掲げる化学物質 硫酸（百パーセントの濃度に換算したもの）

## 附則に追加した経過措置の内容

### 埼玉県生活環境保全条例附則及び同条例施行規則附則に追加した経過措置の内容

#### <経過措置の内容>

令和5年度に報告すべき特定化学物質については、令和4年度に把握している改正前の特定化学物質とする。

